

外国人支援団体との交流会



外国人の権利に関する委員会委員
大川 秀史 (50期)

2007年11月22日、外国人支援団体と外国人の権利に関する委員会との経験交流会を実施した。今回で18回目となるこの交流会には、役所の外国人窓口・教育機関の留学生窓口・宗教団体・労働組合等の合計27団体38人に加え、難民認定申請中のビルマ女性1名も個人参加された。

我々弁護士にとっては、いかなる外国人支援窓口が存在し、どのような内容の相談が持ち込まれているかを具体的に把握できる機会であり、外国人支援団体にとっても、持ち込まれた相談に対してどのように助言するか、更には継続相談としてどこに引き継ぐべきかを理解することができる場である。

交流会では4つの分科会に分かれての報告や意見交換が行なわれた。

- ①「外国人の結婚、離婚、子どもの問題」に関する分科会では、弁護士会と支援団体との間の連携のあり方が話し合われ、相談の提携や情報の共有を進めることとなった。その中では、すぐに相談できる弁護士がいたら助かるということや、在留資格を取得するために安易な国際結婚をした結果、離婚や児童の未就学の問題が生じていることなどが報告された。
- ②「留学生の来日、在留、進学、就職その他の諸問題」

に関する分科会では、留学生が家族を日本に呼び寄せの際に求められる資力証明の提出が困難であることや、就労ビザへの切り替えが困難であることが報告され、話し合われた。

- ③「雇用、労働問題、非正規就労者の処遇等」に関する分科会では、外国人が日本で就職する際に要求される身元保証が困難であること、雇用対策法制定により外国人の氏名等をハローワークに申告する必要が生じたこと、健康保険加入や源泉徴収上の問題、定住化が進み、在留資格のある外国人が増加していることなどが報告された。
 - ④「日常生活における差別」に関する分科会では、不動産賃貸上のトラブル事例や、ホテルや飲食店への入店拒否事例、外国人に対する職務質問の実態などについての事例報告のほか、弁護士がこれまで各地で争われた裁判事例が報告された。そして外国人は不当な扱いを受けた場合でも、資金不足・日々の生活への懸念・裁判所手続の困難さ等により、提訴することが極めて困難であり、気軽に相談できる専門家が身近にいて欲しいとの要望が聞かれた。
- 私個人も海外旅行や留学に際して、ご多分に漏れず、ホテルでの宿泊拒否・万引きや無銭飲食扱い・空港警備員室での取調べ等を経験した。④「日常生活における差別」に関する分科会での報告は、決して他人事とは思え

ない。外国人差別なのか、現地人同士の場合でも同様な
のか、単に先方の機嫌が悪かったのか、逆に私のマナーが
現地レベルに達していなかったのか。

道徳の答えなら、どの国の人でも学校や宗教教義等で学
んで知っている。しかし他方、異質な物に対する違和感・

拒否感を完全に克服するのもまた困難なのかもしれない。

特定の外国人の振る舞いをその国の典型と考えない、日
本にいる外国人には寛容に、そして過度の期待もせず、海
外にあっては現地の流儀をよく観察して適応する…。なか
なか目新しい答えや「特効薬」は無い。

第22回東京弁護士会人権賞 受賞者決定



人権賞選考風景

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 西立野園子
東京外国語大学教授）は、2007年度第22回東弁人権賞
に下記のNPO法人「シェア」を出席者全員一致で第1位
として答申した。これを受けて、会長が理事者会の審議を
経た上で「シェア」を本年度の東弁人権賞と決定し、12
月10日に司法記者クラブで発表した。授賞式は2008年
1月9日の東京弁護士会新年式で行なわれる。受賞者のプ
ロフィールは次のとおりである。

◎特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会

インドシナ難民救援活動をきっかけに設立された日本国
際ボランティアセンター（JVC）内に、1983年に「海外援
助活動医療部会」として設立され、タイ国境の活動に参加
すると共に、国内で学習会や機関誌の発行を始めた。

この海外援助活動医療部会がJVCから独立して、現在
のシェア＝国際保健協力市民の会となり、医療の前ではす
べての人は平等であるという理念のもと、25年以上にわた
って国内外で保健医療分野で支援活動を続けている。

アジア、アフリカを中心に、途上国における地域保健活
動、エイズの予防啓発・感染者支援活動、緊急救援活動
を実施しているが、日本国内でも、言葉の問題や、経済的
理由から医療へのアクセスが困難な在日外国人を対象に、
1991年から出張健康相談会を実施し、治療が必要な場合
は、診療所や病院を紹介している。また、タイ語による電
話相談を実施している。さらに2005年からは東京都から
の委託事業により、外国人結核患者の治療・療養のため
10ヶ国語の支援員（通訳）派遣事業を行なっている。

一方、日本の人々に対する啓発活動として、海外の状況
やシェアの活動を紹介する機会も設けており、シェアが活
動国で培ったエイズ教育やワークショップを日本向けにア
レンジした活動も行なっている。